

薬物の乱用は、 あなたとあなたの周りの 社会をダメにします！



たった一度で、簡単に消えてしまう。

あなたの未来。

厚生労働省・都道府県

後援：(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

覚醒剤や麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用は、あなたの健康、あなたの周りの社会に計り知れない害悪をもたらします。絶対に使わないでください。

薬物の乱用は健康に悪い影響を及ぼします。そして、薬物依存になると、不安、被害妄想などの症状が現れます。幻覚や妄想によって殺人、放火などの重大犯罪を引き起こすこともあります。

また、薬物を手に入れるために、借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を平気で犯すようになります。

薬物乱用の背景

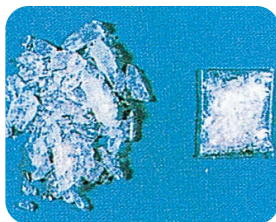
薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めています。この背景として、次のようなことがあります。

- ① 薬物による弊害の恐ろしさを十分に知らないこと。
特に「合法ハーブ」等と称して販売されている危険ドラッグは「合法」と偽って販売されているが、実際は原料に何が含まれているのか分からず、最悪の場合、意識障害や呼吸困難を起こして死に至るおそれがあることを知らないこと。
- ② 薬物は精神依存性が強いため、ひとたび乱用を始めると自分の意志ではなかなかやめられなくなってしまうこと。
- ③ 薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが言葉たくみに勧め、大量に供給していること。

薬物乱用とは？

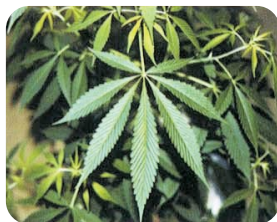
薬物乱用とは、社会的常識、特に医学的常識を逸脱して、危険ドラッグをはじめ麻薬や覚醒剤などの薬物を使うことです。たとえ、1回使用しただけでも乱用にあたります。

乱用される危険のある主な薬物



● 覚醒剤

幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃（フラッシュバック）することがある。大量に摂取すると死に至る。



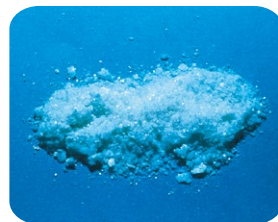
● 大麻(マリファナ)

知覚を変化させるが、恐慌状態（いわゆるパニック）を引き起こすこともある。乱用を続けると、学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こす。



● あへん系麻薬(ヘロインなど)

皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる（退薬症状）。大量に摂取すると死に至る。（写真はヘロイン）



● コカイン

幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。



● MDMA

知覚を変化させ幻覚が現れることがある。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。



● 危険ドラッグ

吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きる恐れがある。



● 有機溶剤(シンナーなど)

情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。

隠語

薬物は、別の呼び名で呼ばれている場合があります。

- 覚醒剤……………エス、氷、スピード、アイス、シャブ
- 大麻……………ハツパ、グラス、チョコ、クサ、野菜
- MDMA（錠剤型合成麻薬）…エクスタシー、バツ（「X」、「罰」）、タマ（「弾」、「玉」）
- ヘロイン……………ペー、チャイナホワイト、ジャンク
- コカイン……………コーク、スノウ、クラック
- シンナー……………アンパン

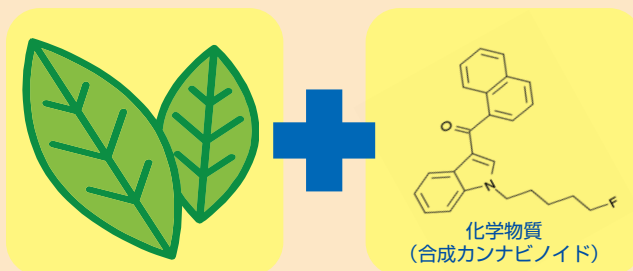
危険ドラッグは絶対に使用しない!!

- 覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体に出るのかわからず、乱用による健康被害が発生しており、死に至る可能性があります。
- 違法薬物が含まれていたら、持っているだけで犯罪です。

■例えば「合法ハーブ」と呼ばれるものは？

乾燥植物に、大麻に似た作用を持つ薬物(合成カンナビノイド)を混ぜこんだもの。

東京都福祉保健局提供資料より

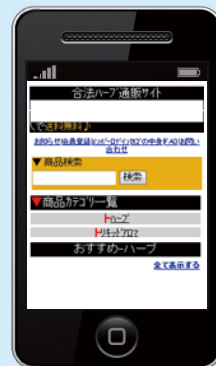


■どんな形で販売しているの？

インターネットやデリバリー

合法ハーブ・合法アロマ(アロマリキッド)・ハーバルインセンスと称して、主にホームページ、携帯サイトなどで販売されています。

**「合法ハーブ」等と称して販売される薬を販売するホームページは、「合法」であることを強調しますが、「危険」なものです!
「絶対かわらないように!!!」**



製品の注意書き例

- ◇当商品はお香として販売しております。
- ◇人体への摂取は絶対にしないでください。
- ◇未成年者の方のご購入は、固くお断りしております。
- ◇当商品は規制された、医薬品医療機器法(旧薬事法)対象成分は含まれておりません。

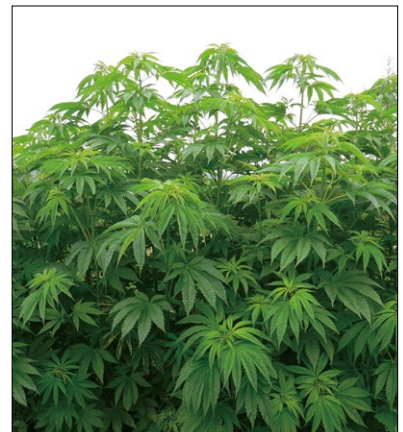
大麻（マリファナ）は絶対に使用しない！！

- 大麻の使用は有害です！ 大麻の不正栽培は犯罪です！ 絶対に使用しないようにしてください。
- 近年、複数の少年が大麻所持で逮捕されたり、凶悪事件の犯人が大麻を使用していたりと大麻に関わる事件が相次いでいます。
- 大麻を乱用すると、記憶や学習能力、知覚を変化させます。 乱用を続けることにより、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態や、人格変容、大麻精神病等を引き起こし、社会生活に適応できなくなります。また、女性も男性も生殖器官に異常がおこります。



■大麻に関する誤った情報に注意してください!!

- ~~大麻は安全、無害だ!~~
 - ~~タバコや酒より安全!~~
 - ~~世界で大麻は合法!~~
 - ~~大麻、マリファナ、ヘンプは違うもの!~~
- 全て誤りです!



なぜ、薬物乱用はいけないのか。

1. 脳をおかされて、心も身体もメチャクチャになる

覚醒剤の場合

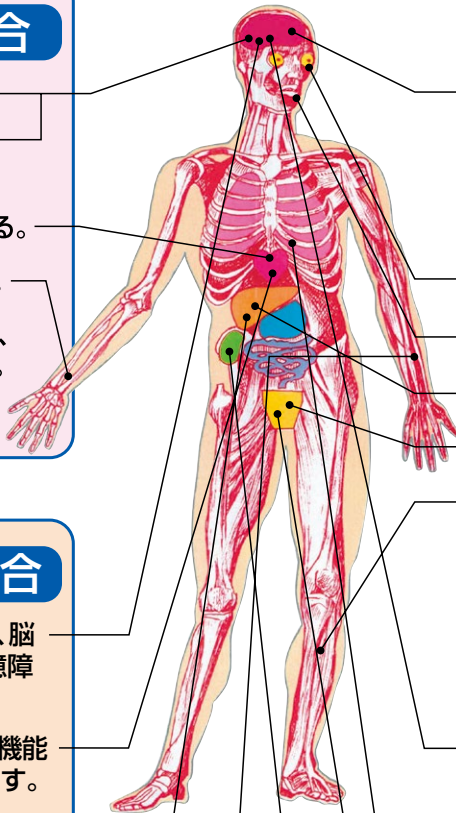
幻覚・妄想
フラッシュバック
を起こす。

血圧が異常に高くなる。

静脈に炎症を起こす。

強い疲労感や倦怠感、
脱力感におそわれる。

依存性が強い。



シンナーの場合

記憶力低下、認知障害
急性中毒:事故
精神障害:有機溶剤精神病
(幻覚、妄想)
重篤な依存症

視力の低下・失明

歯がぼろぼろになる

肝臓・腎臓の障害

生殖器の萎縮

手足のふるえ、しびれ、
麻痺

MDMAの場合

混乱、憂鬱、睡眠障害、脳
卒中、けいれん、記憶障
害になる。

高血圧になる、心臓の機能
不全、心臓発作を起こす。

肝臓の機能不全を起こす。

悪性の高体温による筋肉
の著しい障害を起こす。

腎臓と心臓血管の損傷を
起こす。

大麻(マリファナ)の場合

精神障害:大麻精神病
(幻覚・妄想など)
を起こす。

生殖機能への悪影響
を起こす。

肺ガンの誘発を起こす。

その他の害

薬物を注射で乱用する場合、各種の感染症
(エイズ、肝炎など)の原因になります。
大麻では精子の異常が、シンナーやコカイン
では先天異常などの報告があり、妊娠、出
産にも悪い影響があります。

危険ドラッグの場合

意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱
などが報告されています。
添加されている物質や含有量が
様々であることから、どのよう
な健康被害がおきるかわかりま
せん。

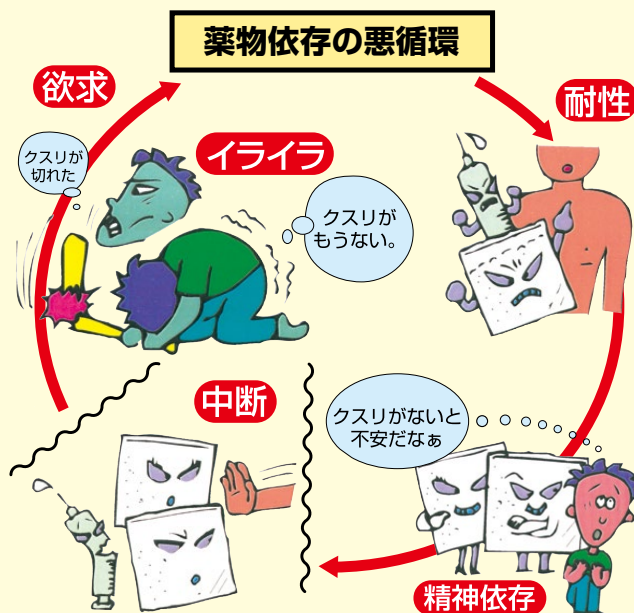
2. 自分の意志では止められなくなる

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、薬物の“依存性”と“耐性”

依存性 一回ぐらいなら大丈夫と思っても、また使いたくなり、繰り返し使わずにはいられなくなってしまいます。

耐性 使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効きめがうすれていく。

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしようもない悪循環に陥ります。もはやそうになると自分の意志だけでは止めることはできません。



3. 薬物乱用により凶悪な事件を起こす

- 薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、殺人などの重大犯罪を引き起こす。
- 薬物を手手するための金欲しさに恐喝事件や窃盗事件を起こす。
- 密売や売春などの犯罪を犯すようになる。



4. 友達や家族を失う

- 薬物におぼれ、人間関係の破壊により、友人、家族、恋人、社会から孤立する。



薬物の乱用は、 法律で厳しく処罰されます。

以下は乱用とその周辺行為に関する主な罰則です。
営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。
手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり処罰の対象になります。
海外での所持なども国外犯規定が適用され処罰の対象となります。

覚醒剤

- 輸入・製造 1年以上の有期懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 10年以下の懲役

大麻

- 輸入・輸出・栽培 7年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 5年以下の懲役

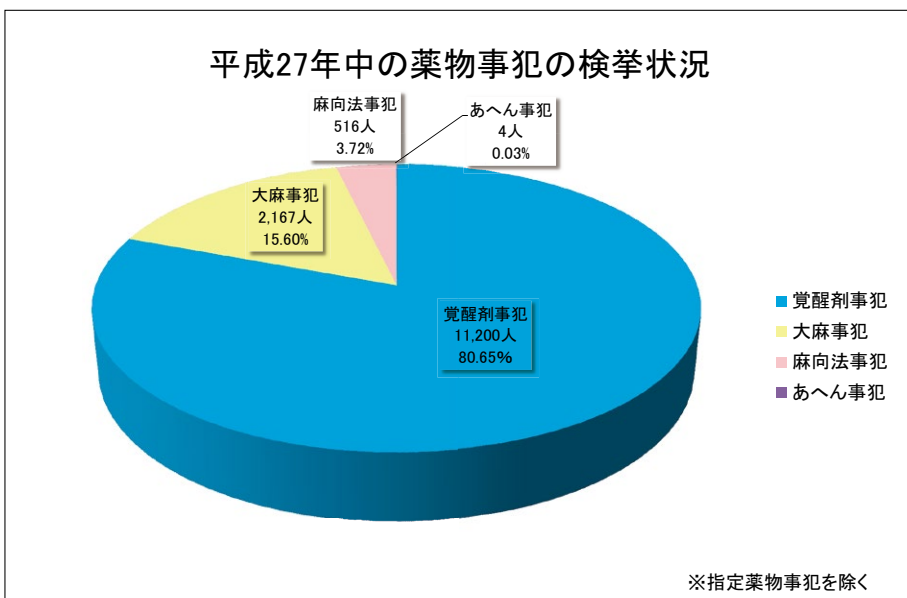
大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、処罰対象となります。

MDMA

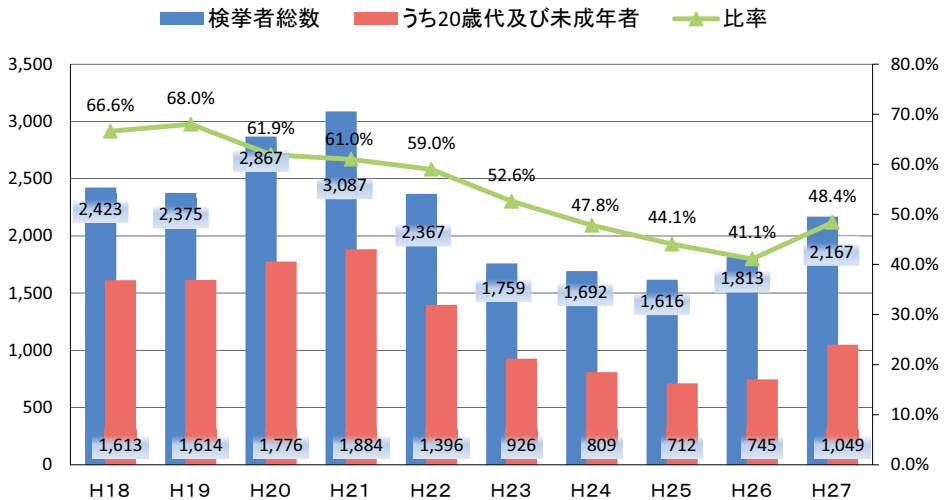
- 輸入・製造 1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 7年以下の懲役

指定薬物

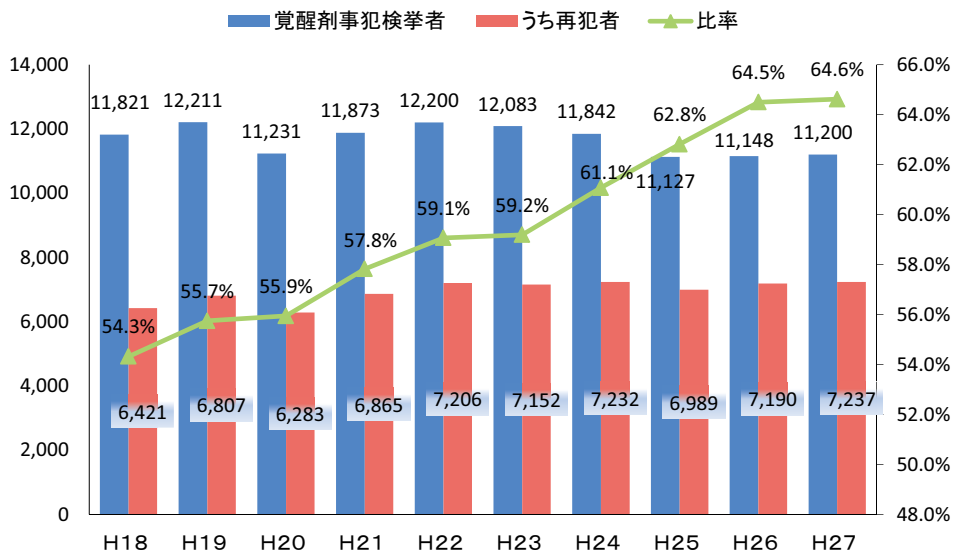
- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列 5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科
- 所持、使用、購入、譲受 3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金またはこれを併科



大麻事犯の検挙者数の推移(過去10年)



覚醒剤事犯者と再乱用者数の推移(過去10年)



薬物乱用者の告白・相談事例

1. 乱用者の告白事例

大麻乱用者の告白（30代・男性）

私は、中学の頃からマジックマッシュルーム（以下「キノコ」という。）を使っていたのですが、規制され、手に入りにくくなったことから、それに変わる物が何か無いかと思っていたところ、ミュージシャンの先輩から「キノコを超えるもっと良いものがある」といって大麻を勧められました。

大麻については、違法な物という認識はありましたが、キノコで味わった感覚を超えるという話から、罪の意識よりも、興味が勝りました。

大麻を吸ってみると、曲を聴いた時の感覚がより細かく繊細に感じたり、自分の作った曲が完璧な物に思えたりして、その効果に満足しました。

私は音楽で飯を食っていくようになりたかったので、大麻を吸いながら自分の満足いく曲作りをしたいと思うようになり、先輩や知人から、継続的に大麻を買って、曲作りやイベントのたびに使用していました。

そして地元で私の認知度が上がってきた矢先、大麻所持で逮捕され、築き上げてきた地位などすべてを失いました。このときは執行猶予判決で、これを機に、大麻と縁を切り、就職してまじめに生活するようになりました。

その後、結婚し、子供も生まれ幸せな生活を送っていましたが、その間も頭のどこかでは大麻を使った時の感覚をまた味わいたいと考えている自分がいて、その気持ちを見て見ぬふりをしていましたが、数年後、偶然、大麻と一緒に吸っていた友達と再会し、大麻を勧められたことから、「一回だけなら大丈夫」という安易な気持ちから吸ってしまいました。

その結果、久しぶりに吸ったという充実感や大麻の効果味わえた満足感が得られ、それをきっかけに、歯止めがきかなくなり、妻子に隠れて再び大麻を吸うようになっていきました。

大麻は、はじめの内は自分の小遣いから買っていたのですが、それだけでは足りず、妻に内緒でキャッシングや消費者金融から借金をして買うようになり、最終的にはそれが妻にばれ、離婚する事になりました。

私は、この離婚により子供と離れて暮らすことをつらいと思いましたが、それよりも、自宅で堂々と大麻を吸えるようになった事をうれしく思いました。今思えば、この感覚がすでに間違っていると思いますが、当時はこのように感じたのです。

その後、自分勝手に大麻を吸っていましたが、一人でいる事を寂しく感じる

ことが多くなってきたこともあり、当時付き合っていた彼女と結婚する方向に話が進み始めました。そして、そろそろ大麻を止めて、再びまじめに生きていこうと漠然と考え始めていた時に、再び大麻所持で麻薬取締官に逮捕されました。その結果、婚約は破棄されました。

私はその後、実刑判決を受け、刑務所で生活しています。

今までの人生を振り返ると、音楽で飯を食う事が軌道に乗り始めた時、結婚して幸せな時、新しい彼女と結婚する直前など、人生の節目に際して、すべて大麻によって壊れている事に気づきました。また、子供と離れて暮らす方がつらいのに、大麻を吸えるということに喜びを感じている自分がいたことや、自分ではコントロールできていたと思い込んでいただけで、ちっともコントロールすることができずにいたことにも気づき、そんな自分に嫌気がさしました。

さらに、自分の欲求のままに大麻を使ってきたことで、家族や婚約者等へ多大な迷惑をかけていた事にも気づきました。

今は、もし大麻と出会っていなければ、もっと幸せな人生を送れたかもしれないというのに、それを自分自身で壊してきてしまったという後悔しかありません。

覚醒剤乱用者の告白（40代、女性）

私が覚醒剤を使いだしたのは、27歳の頃のことでした。

当時付き合い出した彼氏が覚醒剤を使っていたことがきっかけでした。

私は覚醒剤が違法な薬物であることは常識として知ってはいました。

しかし、彼のことが好きで、嫌われるのが嫌だったので、覚醒剤を止めてほしいとは言えなかったのです。

彼は、私に覚醒剤を強要するようなことはなかったのですが、私の目の前でも平然と覚醒剤を注射して使っていました。

彼は覚醒剤の効果について「体が軽くなる」「テンションが上がって楽しくなる」等ということを言っており、覚醒剤を使うと決まって上機嫌になっていました。

私も、このような彼と過ごす内に、覚醒剤に対する抵抗感が薄れ、だんだんと覚醒剤のことが魅力的に思え、いつしか私も覚醒剤を使いたいと思うようになり、彼に頼んで覚醒剤を注射してもらって使い始めてしまったのです。

覚醒剤を使うと、なんだか体が軽くなり、やる気がみなぎり、テンションが上がって楽しい気分になったので、私はすっかり覚醒剤の効果にはまってしまうました。1日中ずっと覚醒剤を使うことを考え、1日に何度も覚醒剤を使うようになりました。

当初は彼に覚醒剤をただで分けてもらい、彼に注射してもらっていましたが、すぐに注射の仕方を覚えて自分で注射するようになり、覚醒剤自体も自分で密売人から買って手に入れるようになりました。

覚醒剤は1グラムにも満たない量でも数万円もしており、私は当時働いていた風俗の給料の大半を覚醒剤につき込んでいました。覚醒剤を注射することが毎日の楽しみであり、まさに覚醒剤中心の生活でした。

そんな生活を送っていたある日、私は覚醒剤の使用で警察に逮捕されました。

この時、覚醒剤にはまってしまっていた自分ようやく気づき、覚醒剤なんか止めようと心に決めました。

しかしその4年程後、私は覚醒剤密売人の男と付き合い出し覚醒剤を使い出すようになってしまい、再び警察に逮捕されました。

この時も、覚醒剤なんか止めようと真剣に心に決めたのですが、結局覚醒剤を止め切ることではできませんでした。

体力や気分が普通の時には覚醒剤は止めようと思っけていても、疲れた時や気分が落ち込んだ時になるとふと覚醒剤を使いたいと考えてしまうのです。

そして、気分が落ち込んだある日、我慢の限界を超えて、「もう一度だけ覚醒剤を使おう、これで本当に最後にしよう」と思って、覚醒剤を買って使ってしまったのです。

そこからは、まるで坂を転げ落ちるかのよう、覚醒剤にどっぷりはまっていた頃の自分に戻ってしまい、見境なく覚醒剤を使い続けていました。

手持ちの覚醒剤がなくなった時には、ふと我に返って、もう覚醒剤は使わないと思うのですが、すぐに、疲れを感じたり気分が落ち込んだりして、また覚醒剤を買って使ってしまうのです。

このように覚醒剤から全く抜け出せずにいたところ、私は麻薬取締官に逮捕されました。

今や私の両腕は注射の傷痕だらけですし、顔も痩せこけ気味で、実年齢より10歳以上老けて見られるのではないかとも思います。

こんな姿になっても覚醒剤をやめられなかった私は薬物依存症であると自覚しています。

ですので、今回逮捕されたことで、覚醒剤と離れた環境にいられることには、私自身少しほっとしています。これまでの経験で、覚醒剤は止めようと思っけても止められないことを身に染みて感じていたからです。

覚醒剤は一度使い始めてしまえば一生止め続ける努力が必要なのです。

今度こそ覚醒剤を断ち切って、普通の生活を送りたいと思います。

2. 相談窓口の事例

○相談事例

【相談概要】

相談者から夫が大麻を所持している旨の相談があったもの。

【相談内容】

私の夫は、過去、大麻の事件で有罪判決を受けました。もう二度と大麻には手を出さないと家族のために真面目に生きると約束しました。ところが、最近、自分の部屋に籠もることが多く、仕事を休む日が多くなりました。それで夫が外出している際、部屋の様子を覗いてみたところ、テーブルの上にビニール袋に入った大麻を見つけました。

夫は前回の事件で私たち家族や周りの人に多大な迷惑をかけ、私は大変な思いをしました。それで夫がはまった大麻について形状や体に対する影響等調べ、大麻が脳や精神に悪影響を及ぼし大変体に悪い物であることを知りました。それで思い切って夫に注意したところ、反省するどころか逆に開き直り、最近では私の目の前で平然と大麻を吸うようになってしまいました。付き合う人もほとんどが大麻と関係がある人たちとなってしまい、どうやら密売にも手を染めている様な有様でした。仕事に行かないのに金回りはよく、知人等との飲食、衣類、オーディオ機器、ネット・パソコン機器等にお金をつぎ込み深夜まで自分の部屋に籠もっていたからです。この様な状態になると当然ながら、毎日夫との喧嘩が続き、夫は私に暴力を振るようになりました。「警察に言うのなら言ってみろ。おまえを一生恨んでやる」とも言われ、私は心身ともボロボロになりました。

私は「もうこうなったらどうなってもいい、もう一度、夫に立ち直るチャンスを与えて欲しい。夫が更正できるのなら恨まれようがどうされようが構わない。夫が刑務所に行くことになっても更正して戻ってくるのなら私はいつまでも彼を待とう」と決心し、今回、思い切って、薬物捜査専門の取締機関である麻薬取締部に相談しました。夫のためにも、一刻も早い逮捕を望んでいます。

【結果】

この相談を受けて内偵捜査を実施し、大麻取締法違反被疑事件と認定し捜索を行ったところ、使用居室内から大麻等を発見し、大麻所持の現行犯として逮捕した。

なぜ、薬物乱用に走るのか。 甘い誘いに気を付けよう!

薬物乱用の甘い誘い

- 1回だけなら平気さ
- ちょっとだけ、ためし
てみない
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- みんなやってるよ
(やってないのはきみだけ)
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- イライラがとれてすっきり
するよ
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- 肌がきれいになるよ
- とりあえず、預かってよ
- 「人生は経験だ」
- お金はこの次で
いいよ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ



「ダメ。ゼッタイ。」と 断る勇気を持とう。

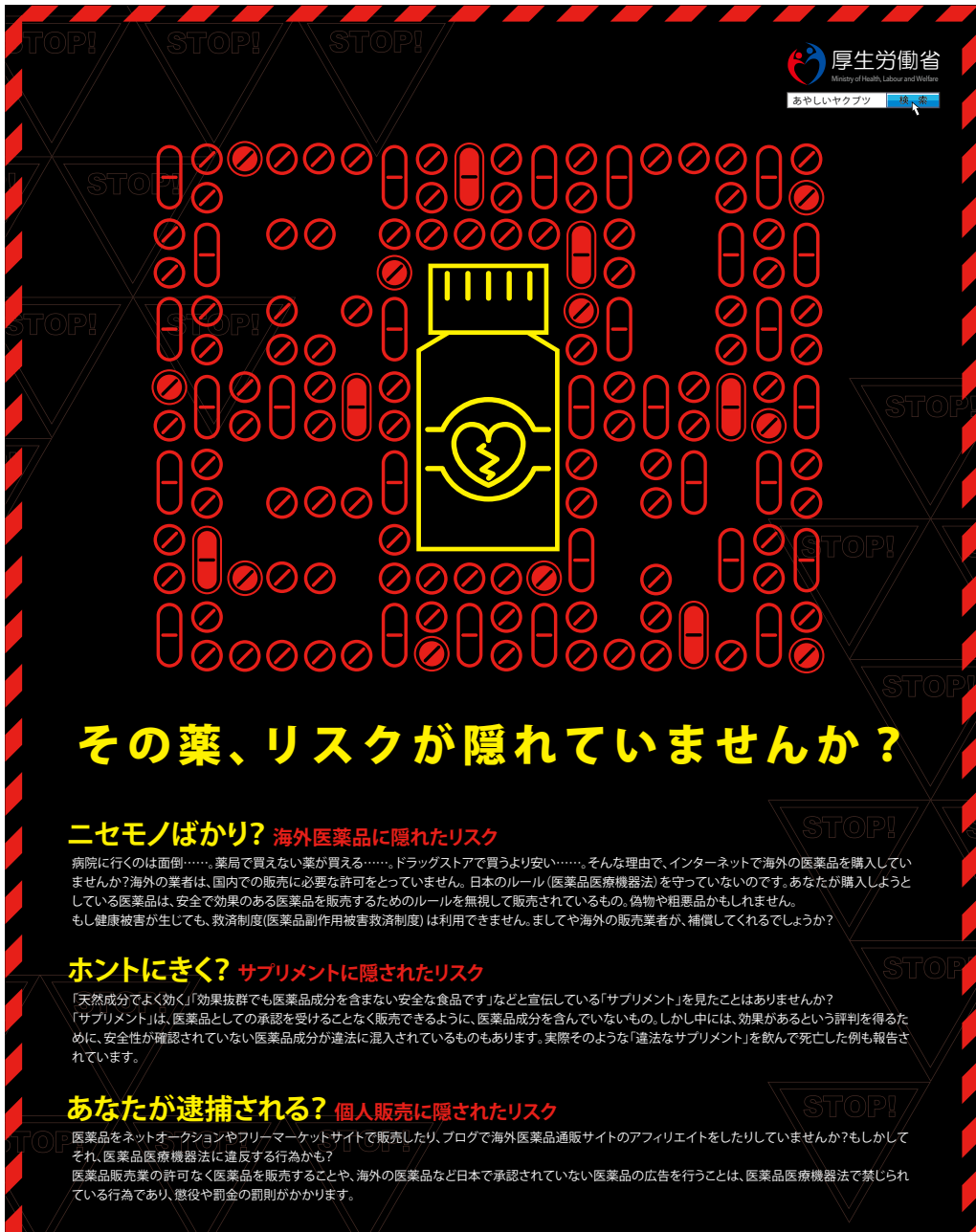
薬物乱用を防止するために!!

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族に何でも相談すること。



<あやしいヤクブツ連絡ネットとは>

指定薬物等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
あやしいヤクブツ 検索

その薬、リスクが隠れていませんか？

ニセモノばかり？ 海外医薬品に隠れたリスク

病院に行くのは面倒……。薬局で買えない薬が買える……。ドラッグストアで買うより安い……。そんな理由で、インターネットで海外の医薬品を購入していませんか？海外の業者は、国内での販売に必要な許可をとっていません。日本のルール（医薬品医療機器法）を守っていないのです。あなたが購入しようとしている医薬品は、安全で効果のある医薬品を販売するためのルールを無視して販売されているもの。偽物や粗悪品かもしれません。もし健康被害が生じても、救済制度（医薬品副作用被害救済制度）は利用できません。ましてや海外の販売業者が、補償してくれるでしょうか？

ホントにきく？ サプリメントに隠されたリスク

「天然成分でよく効く」「効果抜群でも医薬品成分を含まない安全な食品です」などと宣伝している「サプリメント」を見たことはありませんか？「サプリメント」は、医薬品としての承認を受けることなく販売できるように、医薬品成分を含んでいないもの。しかし中には、効果があるという評判を得るために、安全性が確認されていない医薬品成分が違法に混入されているものもあります。実際そのような「違法なサプリメント」を飲んで死亡した例も報告されています。

あなたが逮捕される？ 個人販売に隠されたリスク

医薬品をネットオークションやフリーマーケットサイトで販売したり、ブログで海外医薬品通販サイトのアフィリエイトをしたりしていませんか？もしかしてそれ、医薬品医療機器法に違反する行為かも？
医薬品販売業の許可なく医薬品を販売することや、海外の医薬品など日本で承認されていない医薬品の広告を行うことは、医薬品医療機器法で禁じられている行為であり、懲役や罰金の罰則がかかります。

<http://www.yakubutsu.com>

コールセンター 03-5542-1865

●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000	静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245
東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700	静岡市こころの健康センター	☎054-262-3011
関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690	浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770	愛知県医薬安全課	☎052-954-6305
東海北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000	愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377
近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779	名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-2095
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487	三重県薬務感染症対策課	☎059-224-2330
中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974	三重県こころの健康センター	☎059-223-5241
四国厚生支局麻薬取締部	☎087-823-8800	滋賀県薬務感染症対策課	☎077-528-3634
九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999	滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561	京都府薬務課	☎075-414-4790
九州厚生局沖繩麻薬取締支所	☎098-854-0999	京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
北海道医務薬務課	☎011-204-5265	京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121	大阪府薬務課	☎06-6941-9078
札幌こころのセンター	☎011-622-0556	大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
青森県医療薬務課	☎017-734-9289	大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951	堺市こころの健康センター	☎072-245-9192
岩手県健康国保課	☎019-629-5467	兵庫県薬務課	☎078-362-3270
岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617	兵庫県精神保健福祉センター	☎078-252-4980
宮城県薬務課	☎022-211-2653	神戸市こころの健康センター	☎078-371-1900
宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021	奈良県薬務課	☎0742-27-8664
仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191	奈良県精神保健福祉センター	☎0744-47-2251
秋田県医務薬務課	☎018-860-1407	和歌山県薬務課	☎073-441-2663
秋田県精神保健福祉センター	☎018-831-3946	和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
山形県健康福祉企画課	☎023-630-2333	鳥取県医療指導課	☎0857-26-7203
山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217	鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
福島県薬務課	☎024-521-7233	島根県薬務衛生課	☎0852-52-5259
福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556	島根県立心と体の相談センター	☎0852-21-2885
茨城県薬務課	☎029-301-3388	岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870	岡山県精神保健福祉センター	☎086-201-0850
栃木県薬務課	☎028-623-3119	岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785	広島県薬務課	☎082-513-3221
群馬県薬務課	☎027-226-2665	広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
群馬県こころの健康センター	☎027-263-1166	広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7746
埼玉県薬務課	☎048-830-3633	山口県薬務課	☎083-933-3018
埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-3333	山口県精神保健福祉センター	☎0835-27-3480
さいたま市こころの健康センター	☎048-851-5665	徳島県薬務課	☎088-621-2233
千葉県薬務課	☎043-223-2620	徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3891	香川県薬務感染症対策課	☎087-832-3301
千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582	香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5565
東京都薬務課	☎03-5320-4505	愛媛県薬務衛生課	☎089-912-2393
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575	愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111	高知県医事薬務課	☎088-823-9682
東京都立精神保健福祉センター	☎03-3834-4100	高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
神奈川県薬務課	☎045-210-4972	福岡県薬務課	☎092-643-3287
神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822	福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
横浜市こころの健康相談センター	☎045-671-4455	福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195	北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818	佐賀県薬務課	☎0952-25-7082
新潟県医務薬務課	☎025-280-5187	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111	長崎県薬務行政室	☎095-895-2469
新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560	長崎子ども・女性・障害者支援センター	☎095-844-5132
富山県くすり政策課	☎076-444-3234	熊本県薬務衛生課	☎096-333-2242
富山県心の健康センター	☎076-428-1511	熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1255
石川県薬務衛生課	☎076-225-1342	熊本市こころの健康センター	☎096-362-8100
石川県こころの健康センター	☎076-238-5761	大分県薬務室	☎097-506-2650
福井県医薬食品・衛生課	☎0776-20-0347	大分県こころからの相談支援センター	☎097-541-5276
福井県総合福祉相談所	☎0776-24-7311	宮崎県医務薬務課薬務対策室	☎0985-26-7060
山梨県衛生薬務課	☎055-223-1491	宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644	鹿児島県薬務課	☎099-286-2804
長野県薬事管理課	☎026-235-7159	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810	沖縄県薬務疾病対策課	☎098-866-2215
岐阜県薬務水道課	☎058-272-8285	沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443
岐阜県精神保健福祉センター	☎058-231-9724		
静岡県薬務課	☎054-221-2413		

- 全国各保健所
- 各都道府県警察署

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
 また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。

■リサイクル適正の表示：紙・リサイクル可
 パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみ用いて作製しています。